

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、2020年7月3日全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田元文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体独自で、「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
4. 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
6. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

令和6年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県宍粟市議会議員 浅田 雅昭